

天皇陛下と中国の習近平国家副主席との会見が、首相官邸の強い要請で特例的に設けられたことに、波紋が広がっている。天皇と外国要人との会見は1カ月以上前に申請するという「1カ月ルール」が破られ、「天皇の政

治利用」との批判が噴出。民主党の小沢一郎幹事長を見憲法上の「国事行為」としながら、その後推し進められたなど、天皇と政治とのかかわりがあらためて焦点に集まってきた。識者2人に聞いた。

天皇特例会見 どう見る



「国事行為のみを行つて規定されている。首相の任命や衆院の解散などだ。それには該当しないが、式典があれば出席し、お言葉を述べ、外国の元首らが来れば歓迎し、外国に行つては友好親善を図る。それらは「公的行為」とされ、さまざまな人たちの思惑の中で

今回の会見は内閣の助言と承認で行われる憲法上の「国事行為」にあたるのか。あたると思われる。大統領や国王など外国の要人との会見は、国事行為として憲法に明記されていないが、条文にある「外国の大使及び公使の接受」の広い意味として理解できる。あるいは、同じ条文にある「儀式」に含めてもいいと考え

—1カ月ルールは厳

法政大名譽教授
永井 憲一氏

静岡福祉大教授
小田部 雄次氏



ながい・けんいち 群馬県出身。早稲田大卒。立正大、法政大教授などを経て現職。憲法学。78歳。

国事行為 内規に優越

守すべきか。ルールは国事行為を円滑に行うための手段として、内規にすぎない。天皇の健康状態を配慮してつくられたもの

既成事実化してきた。そうした行為は厳密にそれが日本社会に利益をもたらしただけ

度超した「党派利用」



おたべ・ゆうじ 立教大卒。静岡福祉大教授などを経て現代史。57歳。

政治利用との批判が、今回は「党派利用」が露骨に表れた。天皇は内外で重要な存在で、効果は絶大。小沢一郎幹事長の自民党政権もずっと政治利用してきたのだ。政治利用してきただけだ。規とはいえ慣行として用いるべきか。定着してはいたのだが、もし破るならこのルールを破棄させてか

国会の召集や衆議院の解散など、国事行為の広い意味で象徴たる天皇の政治利用だ。その意味では今回も政治利用になるが、問題にされているのは民主党の利益を目的とする政治利用かどうかだ。背景には、野党が民

(聞き手＝社会部・寺岡秀樹)